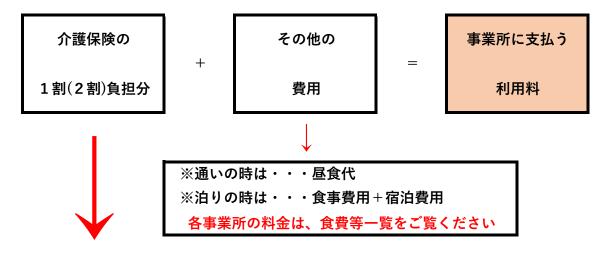
# 小規模多機能ホーム リブテラス丸山 利用料金

サービスを利用するためには、次のような利用料金がかかります。またこの他に、おむつ代金など自己負担をお願いするものもあります。



# ★要介護状態区分によって、1ヶ月の料金が決められています。

- ※ 9割(8割)部分については介護保険から支払います。
- ※ サービス利用開始した月など、日割り計算される場合もあります。

要介護状態区分	1割負担分(円/月)
	※2割負担の方は2倍
要介護 5	27,117
要介護 4	24,593
要介護 3	22,283
要介護 2	15,318
要介護1	10,423
要支援 2	6,948
要支援1	3,438

## その他の自己負担額

# 単位(円)

食費(1食)	朝食	360
	昼食	560
	夕食	560
宿泊費		1,250
洗濯費(1回)		100
おむつ代(1枚)	オムツ代	100
	パット代	50
	リハビリパンツ代	100
初期加算(初回30回まで、1回あたり)		30

## ① 初期加算について

利用を開始した日から30日間は初期加算が追加されます。

1割負担分:初期加算:30円/日

## ② 認知症加算について

### ※ 認知症加算(I)

⇒日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行為が認められることから介護を必党とする利用者(日常生活自立度III・IV・V)の場合に加算されます。

1割負担分:800円/月

#### ※ 認知症加算(Ⅱ)

⇒要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅱ)の場合に加算されます。

1割負担分:500円/月

## ③ 各種加算について(その1)

事業所ごとに次のような加算が追加される場合があります。

各事業所の加算状況は、食費等一覧をご覧ください。

#### ※ 看護職員配置加算(I)

⇒常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

1割負担分: 900円/月

#### ※ 看護職員配置加算(Ⅱ)

⇒常勤の准看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

1割負担分:700円/月

#### ※ 看護職員配置加算(Ⅲ)

⇒看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合に 加算されます。

1割負担分: 480円/月

#### ※サービス提供体制強化加算(I)

#### 下記のいずれかに該当すること

- ⇒①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上である場合に加算されます。
- ② 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上ある場合に加算されます。 1割負担分:750円/月

#### ※サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

⇒介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上である場合に加算されます。

1割負担分:640円/月

#### ※サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

⇒介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が40/100以上である場合に加算されます。

1割負担分: 350円/月

## ④ 各種加算について(その2)

#### ※訪問体制強化加算

⇒訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、事業所における1ヶ月あたりの延べ訪問回数が200回以上である事業所の場合に加算されます。

1割負担分:1000円/月

\*この加算は区分支給限度額からは控除されます。

#### ※看取り連携体制加算

⇒次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算 されます。

条件:看護師により24時間連絡できる体制を確保している 事業者であり、医師が回復の見込みがないと診断した 利用者について、看取り期における対応方針を定め、 利用開始の際に利用者またはその家族に対して、当該 方針の内容について説明し同意を得ていること。

1割負担分:64円/円(死亡日から死亡日前30日以下)

#### ※総合マネジメント体制強化加算

⇒小規模多機能型居宅介護計画について利用者の心身状況や家族を 取り巻く環境の変化を踏まえ、介護・看護職員等の多職種協働に より、適時適切に見直しが行われるとともに、地域における活動 への参加機会が確保されている事業者の場合に加算されます。

1割負担分:1000円/月

\*この加算は区分支給限度額からは控除されます。

#### (4) 各種加算について(その3)

#### ※生活機能向上連携加算

- I 100単位/月
- Ⅱ 200単位/月 3か月に1回を限度
- ※**口腔・栄養スクリーニング加算** 20単位/回
- ※処遇改善加算加算
- ※特定処遇改善加算
- ※中山間地域等における小規模事業所加算